

函館市身体障害者福祉団体連合会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市身体障害者福祉団体連合会補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業は、一般社団法人函館市身体障害者福祉団体連合会自らが企画・立案し実施する事業で、その内容や時期、経費等が連合会の目的を達するために適当であると市長が認めるものとする。

(補助対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、前条の実施に要する経費から交際費、慶弔費その他の経費で市長が定めるものを除いたものとする。

2 補助の割合は、補助対象経費の2分の1とする。

(補助金の額)

第4条 補助金は、予算の範囲内において交付する。

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。